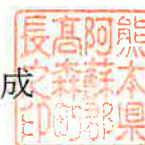


高森町公告第15号

農業経営基盤強化促進法第19条第7項の規定により、地域計画変更(案)を下記のとおり公告・縦覧する。

令和8年5月7日

高森町長 草村大成



1 地域計画変更(案)を作成した地区

(1) 津留地区(津留1・津留2)

2 地域計画変更(案)の縦覧場所

高森町役場農林政策課農地係

3 地域計画変更(案)の縦覧期間

令和8年5月7日から令和8年5月20日まで

4 意見の申し立て

各計画の案に対する意見については、別添の意見書を記載の上、高森町役場農林政策課農地係に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。